

# 市税等の納め忘れはありませんか？

税務課では、市税等を納期限までに納めていただけない方に対しては、督促状により納付を促すほか催告書を発送するなどの文書催告を行っています。それでも納めていただけない場合には、差押えをはじめとする滞納処分を行っています。

差押えを執行するにあたり、事前に職員による自宅訪問や電話での催告行為は原則として行っていませんので、もう一度お手元の納税通知書・督促状をお確かめのうえ、納め忘れがありましたら至急、納付をお願いします。

市税等とは・・・市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・入湯税・後期高齢者医療保険料・介護保険料のことです。

平成22年度 差押実績

差押財産	件数
不動産	10
預貯金	189
生命保険等	52
国税還付金	39
出資金	19
給与	5
動産	7(151点)
その他	4
合計	325

平成23年中には、差押不動産の公売（入札方式）を実施したところ、5件の落札がありました。買受代金については滞納市税へ充当し、滞納額の解消を図りました。

市では不動産以外の財産についても新潟県地方税徴収機構と連携しながら差押えを行い、滞納整理の強化に取り組んでいます。

## 新潟県地方税徴収機構とは・・・

県と県内市町村が連携して集中的に地方税の滞納額の圧縮に取り組み組織として、平成21年4月に「新潟県地方税徴収機構」が設置されました。

新潟県地方税徴収機構では、滞納が長期・高額な場合など、徴収が困難な場合について、市からの引継ぎを受け、差押えなどの滞納処分の執行を前提とした滞納整理を行っています。

佐渡地域においても、「佐渡地域地方税特別機動整理班」により、意欲的に滞納整理の推進に努めています。

◆事情により納期限までに納められない方は、ご連絡ください。

## お問い合わせ

市役所税務課 債権収納対策室  
☎ 63 | 5 1 1 0

# 不用物品を売却します

公共施設の整理などにより不用になった物品を売却します。長期間使用した物品ですので現物をよく確認してから、見積書を提出してください。

詳細については実施要領をご覧ください。（市のホームページからもご覧いただけます。）

## 参加資格

20歳以上の市民および法人で、次に該当する人を除きます。

- ①破産者で復権を得ない方
- ②市税を滞納している方
- ③佐渡市職員

## 見積書の受付期間

1月16日（月）～1月27日（金）  
消印有効

## 見積書の提出・実施要領配布場所

市役所財務課管財係、小木行政サービスセンター（その他の支所・行政サービスセンターは実施要領の配布のみ）  
内覧会場

見積書の受付期間中、物品を保管する小木行政サービスセンターで確認できます。確認を希望する場合は、小木行政サービスセンター（☎ 86 | 3 1 1 1）へ事前にお申し込みください。

## 開札日時・場所

1月30日（月）市役所財務課内

## 物品の引渡し方法・日時

見積額に消費税相当額を加算した売買代金を納入後、現状での引渡しとし、1月31日（火）から2月10日（金）までの間に搬出してください。ただし、土・日曜日を除きます。

## お問い合わせ

市役所財務課 管財係  
☎ 63 | 3 1 1 4

## 売却予定物品

保管	物品番号	財産名	最低売却価格
小木行政サービスセンター	1～3	片袖事務机	各100円
	4～6	両袖事務机	各100円
	7～11	文書棚（扉有り）	各100円
	12～19	文書棚（扉無し）	各100円
	20～28	脇机	各100円
	29,30	3連式ロッカー	各100円
	31～40	レターケース	各100円
	41	流し台	100円

※ 見積書には最低売却価格以上の金額を記載してください。